●基礎控除の特例の創設

1 与党案(自由民主党・公明党)

低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例を創設し、政府案と合わせて控除の金額を以下のとおり引き上げる。

① 給与収入 200 万円相当以下 : 48 万円+ 47 万円(政府案に 37 万円上乗せ)

② 給与収入 200 万円相当 ~ 475 万円相当以下 : 48 万円 + 40 万円 (同 30 万円上乗せ)

③ 給与収入 475 万円相当 ~ 665 万円相当以下 : 48 万円 + 20 万円(同 10 万円上乗せ)

④ 給与収入 665 万円相当 ~ 850 万円相当以下 : 48 万円 + 15 万円 (同 5 万円上乗せ)

⑤ 給与収入 850 万円超 : 48 万円(上乗せなし)

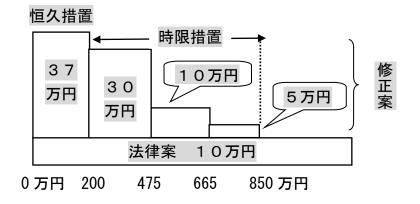
- (注1)①の上乗せは恒久的な措置。②~④の上乗せは令和7年分及び令和8年分の措置。
- (注2)給与所得者については、年末調整において適用する。その他所要の措置を講じる。
- (注3) 課税最低限は160万円(一般的な社会保険料支払いがある場合、188万円)となる。
- (注4) 今回の修正後も、令和5年度税制改正大綱に明記したとおり、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。

① 給与収入	② 給与所得控除額	③ 合計所得金額(①-②)
200 万円	200万円 × 30% + 8万円 = 68万円	200 万円 - 68 万円 = 132 万円
475 万円	475 万円 × 20% + 44 万円 = 139 万円	475 万円 — 139 万円 = 336 万円
665 万円	665万円 × 10% + 110万円 = 176.5万円 ⇒ 176万円	665 万円 — 176 万円 = 489 万円
850 万円	850 万円 × 30% + 110 万円 = 195 万円	850 万円 - 195 万円 = 655 万円

< 「103 万円の壁」の引上げ ⇒ 160 万円>

10万円 160万円 給与所得控除 基礎控除 123万円 103万円 65万円 65万円 55万円 95万円 48万円 58万円 37万円 10万円 修正案 法律案 改正前

<基礎控除の修正案(恒久措置と時限措置)>



- ※ 法律案 ➡ 令和7年2月4日 所得税法等の一部を改正する法律案
- ※ 修正案 ➡ 令和7年2月28日 所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

給与収入	基礎控除	恒久措置・時限措置
200 万円以下	58万円 + 37万円 = 95万円	恒久措置
200 万円超 475 万円以下	58万円 + 30万円 = 88万円	時限措置(2年間)
475 万円超 665 万円以下	58万円 + 10万円 = 68万円	同 上
665 万円超 850 万円以下	58万円 + 5万円 = 63万円	同上

2 法律案に対する修正案(令和7年2月28日)

<令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例(措法41の16の2)>

令和7年分以後の各年分において、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が655万円(令和9年分以後の各年分にあっては、132万円)以下である場合における同法第86条第2項に規定する基礎控除の額は、同条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に定める金額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額を加算した額とする。

(1) 令和7年分及び令和8年分 ⇒ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が132万円以下である場合 37万円

ロ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が 132 万円を超え 336 万円以下である場合 30 万円

ハ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が336万円を超え489万円以下である場合 10万円

ニ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が489万円を超える場合 5万円

(2) 令和9年分以後の各年分 ➡ 37万円

合計所得金額	基礎控除	恒久措置・時限措置
132 万円以下	58万円 + 37万円 = 95万円	恒久措置
132 万円超 336 万円以下	58万円 + 30万円 = 88万円	時限措置(2年間)
336 万円超 489 万円以下	58万円 + 10万円 = 68万円	同上
489 万円超 655 万円以下	58万円 + 5万円 = 63万円	同上